

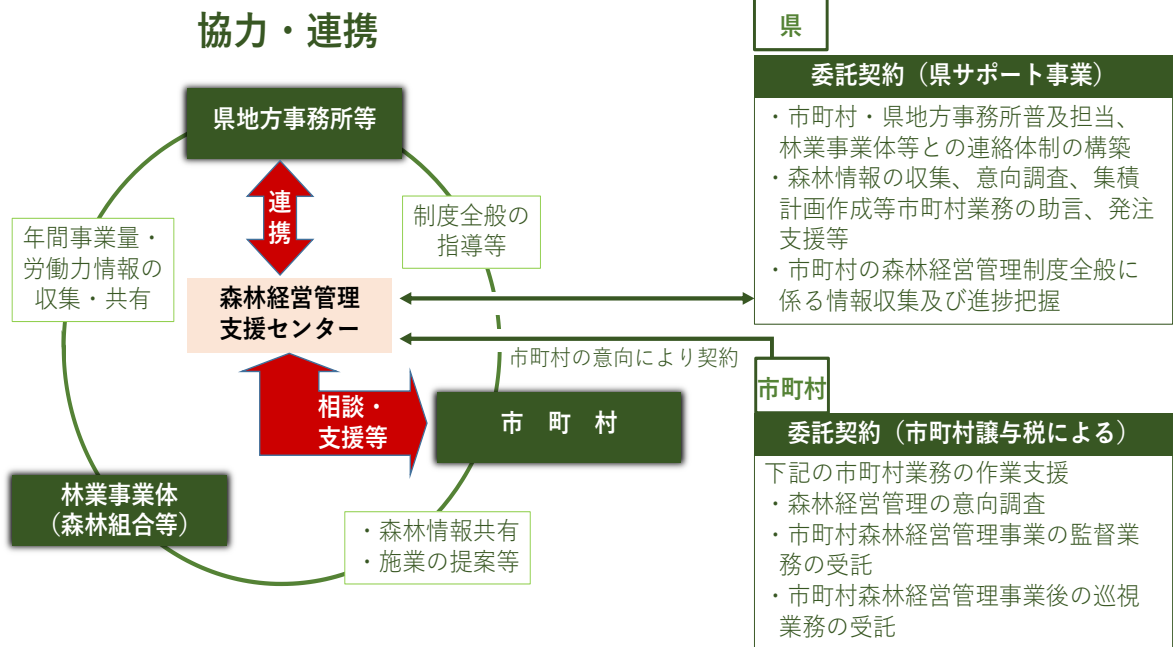
「鳥取県森林経営管理支援センター」の設置と取組成果について

令和5年12月11日
林政企画課

令和5年4月、市町村の森林経営管理制度を活用した森林整備の推進を支援するため、公益財団法人鳥取県造林公社（以下「造林公社」という。）に新たに「鳥取県森林経営管理支援センター（以下「センター」という。）を設置しました。設置から半年超の経過における取組と成果について報告します。

1 設置目的

- ・令和4年度までは、鳥取県森林組合連合会に「新たな森林管理システム推進センター」を設置していました。
- ・制度が進んでいく中で、より実務的な業務への対応など、市町村ニーズの変化に応じて支援組織の見直しを図る必要があったことから、県造林公社に「森林経営管理支援センター」を今年度から新たに設置したものです。



2 森林経営管理支援センターの位置づけと取組方針

(1) センターは森林経営管理制度の実行主体となる市町村を支援し、森林経営管理制度を推進しています。

→『市町村森林整備カルテ作成業務』（県委託）による経営管理制度で整備すべき森林（発災・被災リスク高）の絞り込みを行うとともに、長期的な整備スケジュールの作成作業を行っています。市町村からは、限られた譲与税財源の中でどのような優先順位で長期的に制度を推進していくかという指標として活用できるとして期待されています。

→制度を進める上での課題となっていた『意向調査の外部委託に係る標準歩掛』が無いことについて、県内の過年度の実施状況、他県での事例等を分析・検討し、県版参考歩掛・仕様書として策定（R5.10.4通知）を行いました。

→市町村からは公的管理森林を特定する必要があると、地籍調査未了地区においてはその実施が難しいとの意見が多く聞かれたことから、将来的な地籍との二重投資とならず、且つ迅速に行える『リモセン手法を活用した境界明確化作業に係る歩掛及び仕様』の整備を行い、県版参考歩掛・仕様書として策定（R5.11.1通知）を行いました。なお、策定にあたっては、（一社）鳥取県測量設計業協会に協力をいただきました。

(2) 造林公社に新設の森林管理課（＝センターの中核組織）は、市町村の求めに応じて、所有者意向調査、現地調査、森林整備に係る積算・発注・監理などの実務的な業務を担うことにより、本制度の県内の実行体制の底上げを行っています。

→令和5年度は、県内4市町（鳥取市、大山町、南部町、伯耆町）の意向調査業務及び、八頭町直営の森林整備業務（切捨間伐）の監督業務について受託し実施しています。

(3) 県は、各地方事務所の林業普及指導員や鳥取県森林組合連合会などの関係者で構成される「推進協議会」を通じて、センターを核とし、関係者が一丸となって市町村支援等が円滑に進むよう対応しています。

→県は県森連と連携し、リモセン境界明確化作業に係る歩掛策定に向けた市町村（林務・地籍担当）、森林組合等への説明およびリモセン地籍調査に係る研修会の開催を行うなど、関係者が一堂に会する機会を設け、制度推進に向けた取組みの共有を行っています。



3 来年度以降の具体の取組について

(1) 市町村森林整備カルテ診断結果に対するフォローアップ対策

支援センターが有するノウハウを活用した、市町村サポートを実践していきます。

- ・リモセンを活用した森林境界明確化等に係る推進サポート
推進モデル市町（予定：岩美町、若桜町、倉吉市）を設定予定
- ・経営管理権集積計画作成に係る重点サポート
重点サポート市町（予定：大山町、伯耆町、南部町）を設定予定
- ・市町村森林整備カルテ全般に係るフォローアップ

(2) 県内好事例の収集及び研修会を活用した横展開

上記のような支援による好事例をとりまとめたものを、研修会の場を活用して県内市町村へ横展開を行い、森林経営管理制度の推進の加速化を図っていきます。

[参考]

○森林経営管理制度の概要

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度として令和元年度から始まりました。

○森林環境税と森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、**森林環境税**及び**森林環境譲与税**が創設されました。**森林環境税**とは、令和6年度から個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって**森林環境譲与税**として県・市町村へ譲与されます。県・市町村は譲与税を活用して森林の機能を十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備を行っています。

なお、森林環境譲与税は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和元年度から配分が始まっています。